

熊本県監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和6年（2024年）6月3日から令和6年（2024年）7月26日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年（2025年）2月26日

熊本県監査委員 藤井 一 恵
 同 竹 中 潮
 同 城 下 広 作
 同 河 津 修 司

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
県央広域 本部 上益城地 域振興局	（職員の不適切な事務処理について） 令和3年度（2021年度）に提出された複数の医療法関係申請・届出について、必要な処理を怠り、許可・受理処理が遅れている。 医療法等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行うこと。	当該事案を速やかに処理するとともに、それまで担当職員のみで行っていた受付簿の作成、管理について、受付簿と受理内容を複数の職員で確認している。 さらに、事務処理完了までの一連の作業についても、複数の職員により確認を行うなど、チェック体制の強化を行っている。 今後も、医療法等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェック体制を継続していく。

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
<p>県北広域 本部 菊池地域 振興局</p>	<p>(職員の交通法規違反について) 私用中に、司法処分が科された職員の交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>職員の交通安全意識の高揚を図り、交通事故・違反を防止するため、以下の取組を実施。 (1) 毎月の庁議及び交通安全対策検討委員会において、交通事故・違反の発生状況等を報告するとともに、再発防止に資する注意点を周知。 (2) 交通事故の防止に係る職員研修を実施。 (3) 当本部における無事故・無違反継続日数を庁舎内へ掲示。 (4) 交通安全に関する情報を「交通安全通信」として全職員宛て配信。 (5) 毎週金曜日に交通安全に関する庁内放送を実施。 (6) 土木部において、全職員を対象とする交通安全集会を毎月1回開催し、ヒヤリハット体験等を共有。</p>
<p>県北広域 本部 玉名地域 振興局</p>	<p>(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きく、過失割合の高い人身事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>職員の交通安全意識の高揚を図り、交通事故・違反を防止するため、以下の取組を実施。 (1) 局職員の交通事故・違反情報及び交通安全のポイントについて、毎月の局議で共有・周知し、部課長会議や課例会等で注意喚起。 (2) 地元警察署員を講師とする局内交通安全研修会を実施。 (3) 飲酒運転根絶について、各所属及び局議で周知し、各執務室内に掲示。 (4) 出張時におけるアルコールチェッカーを用いた飲酒の有無の確認を徹底。 (5) 交通取締情報について毎週メールにて周知する際の、安全運転の呼びかけ。</p>

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
県北広域 本部 阿蘇地域 振興局	<p>(職員の交通事故について) 公用車による過失割合の高い人身事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>職員の交通安全意識の高揚を図り、交通事故・違反を防止するため、以下の取組を実施。</p> <p>(1) 注意喚起のため、事故発生後の局議において、当該職員の所属長が事故の概要、原因、注意点を説明するとともに、半年ごとに事故等の発生状況を局議で各課へ周知。</p> <p>(2) 交通事故防止等に係る職員研修の実施。</p> <p>(3) 阿蘇地区無事故・無違反120日運動実行委員会のコンクールへの参加。</p> <p>(4) 各課で、無事故・無違反の継続日数を執務室に掲示。</p> <p>(5) 土木部例会(毎月開催)において、走行中、停車時における十分な車間距離の確保と、停車中の確実なブレーキ操作について周知徹底。</p> <p>(6) 管内の事故発生地点マップを作成し、部内共有するとともに執務室に掲示。</p>

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの